

# W.F.P 統一規則書

2012年6月 第2版

# 公示

本イベントは以下の Winds Formula Philippines (以下 W.F.P) 統一規則に従って開催される。

## W.F.P 活動規約

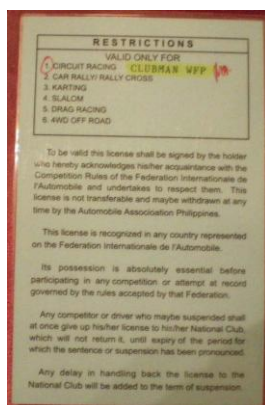
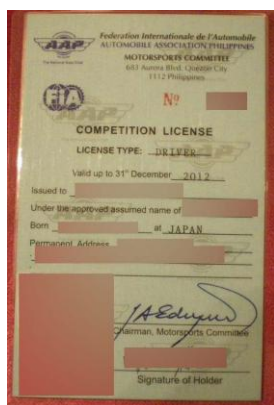
### 第1条 参加資格

W.F.P の活動に参加する場合は少なくとも以下の要件を満たさなければならない。

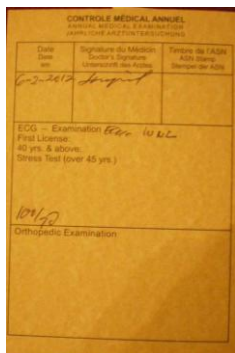
- ・活動期間に有効な普通自動車免許を所持していること
- ・該当年度有効な APP 発行のライセンス及び FIA 国際ライセンス C 以上を所持していること
- ・心身ともに健康であること
- ・18才未満の者が参加出場する場合には親権者又は保護者の出場承諾書を W.F.P に提出しなければならない。

### 第1条補足 ライセンス

1.JAF 国内 A ライセンス以下を保持及び JAF ライセンスを所持していない場合は AAP 発行ライセンスを取得しなければならない。



2.レース参加の前にメディカルチェックをうけなければならない(有料)



### 第2条 参加定員(2012年度)

参加受付台数は FP1600車両10台、ただし練習走行日及びイベント翌日の試乗会に関しては車両共有する場合がありますために除く

### 第3条 参加料

- ・1イベント / 1人・

マシンレンタルフィ 115,500 円(税込)

エントリーフィ	“5,000 pesos”
レース保険	“1,000 pesos”
メカニックフィ	10,000円/1日
ガソリン	1リットル @204
クラッシュデポジット	50,000円
運搬費	14,700円

車輛解放 2週間前

※実費 ニュータイヤ

150/ 575R13 A005. “7,110 pesos” /pc

170/ 605R13 A005. “8,000 pesos” /pc

150/ 580R13 A006. “8,890 pesos” /pc

170/ 610R13 A006. “9,780 pesos” /pc

※フィリピンペソを円に換算して料金を算出しているため実際の取引のレートが変わる場合がある

#### 第4条 参加の手続き

- ① 契約者は W.F.P と事前に協議し自身の責任又は18才未満の者が参加出場する場合には親権者又は保護者の責任において参加手続きを行うものとする。自身の手続き不備により参加出来なくなった場合、W.F.P はその責任を一切問わない
- ② イベント開催1か月前には参加申込書を提出しなければならない

#### 第5条 参加の停止

W.F.P は下記の事情により契約者に参加停止をさせる事が出来る

- ① 普通自動車免許の停止又は取消になった場合
- ② AAP ライセンスが無効になった場合
- ③ 運転技術の未熟、身体及び精神状態の不調等の理由により、生命または身体に対し危険と及ぼすと判断した場合

#### 第6条 契約の解除

W.F.P は契約者が下記の場合、参加契約書を解除することが出来る

- ① W.F.P の了承なしに参加料・修理費・その他の W.F.P へ支払うべきものを遅延した場合
- ② W.F.P とも信頼関係を著しく破壊した場合
- ③ 故意に W.F.P の名誉を汚した場合
- ④ 正当な理由なしにイベントに参加しない場合
- ⑤ この規約の定めに違反した場合

※双方の合意いかんにかかわらず契約解除になった場合、W.F.P は契約金の返還は行わないし、W.F.P 提携ローンに対しての契約にも何ら変更はもたらさない

#### 第7条 使用車両の提供

- ① 契約者は W.F.P が調整し提供する車両を現状のまま使用するものとし、W.F.P の承諾なしに改修・改装してはならない
- ② 契約者は契約満了、契約解除などでレース活動を終了した場合には提供車両を契約締結時

の状態に戻し、ただちに W.F.P に返還しなければならない

## 第8条 提供車両の破損

- ① 契約者は提供車両が破損又は不具合が生じた場合は直ちに報告しなければならない。その際の修復・調整等は W.F.P が承認した物が行うものとし、承諾なしに他社に依頼してはならない
- ② 車両の破損具合によってはその後の走行・イベント参加が出来ない場合がある

## 第9条 禁止行為

- ① W.F.P の承諾なしに提供車両の使用又は第三者に使用させる
- ② W.F.P の承諾なしに本契約上の権利を第三者に譲渡する
- ③ W.F.P の承諾なしに提供車両の走行及びガレージからの持ち出し
- ④ W.F.P の信用・名誉を害する行為

## 第10条 スケジュール及びイベント進行

- ① 契約者はイベント及び練習への参加日程を W.F.P と事前に打ち合わせ希望日程を1か月前には伝えること
- ② 練習走行日は W.F.P の日程及びサーキット側の都合によっては走行出来ない場合もある
- ③ イベント当日は全てオーガナイザーのタイムスケジュールで進行する
- ④ 自身の責任で全てのイベントスケジュールを把握すること。万が一自身の責任で走行が出来ない場合又はその他のトラブルで走行出来ない場合は W.F.P はその責任を一切問わない

## 第11条 車両事故・物損事故の責任と保険

- ① 契約者は提供車両の使用については、これを伴う危険性を十分に認識し、心身の健康の維持及び運転技術の向上にたえず努力し、その運転の際には最善の注意を払わなければならない
- ② 契約者は提供車両の使用に関して生じた事故、W.F.P 事業の執行にあたり契約者が死亡・負傷又は財産の破棄等により被った一切の財産的及び精神的損害について、W.F.P に対してその一切の賠償を請求してはならない。
- ③ サーキット走行その他、契約者が提供車両を運転することにより、第三車に対して損害を与えた場合も、その責任は全て契約者が負担し、W.F.P は一切その損害賠償の責任を負わない
- ④ 契約者は提供車両及びその付属品ならびにサーキット場の施設・機材・器具に対する損害の保証の責任を負うものとする

※上記の損害は全て契約者自身が負担するものとし、契約者は保険等自身の責任において加入しその損害にあてなければならない

## 第12条 料金の改訂

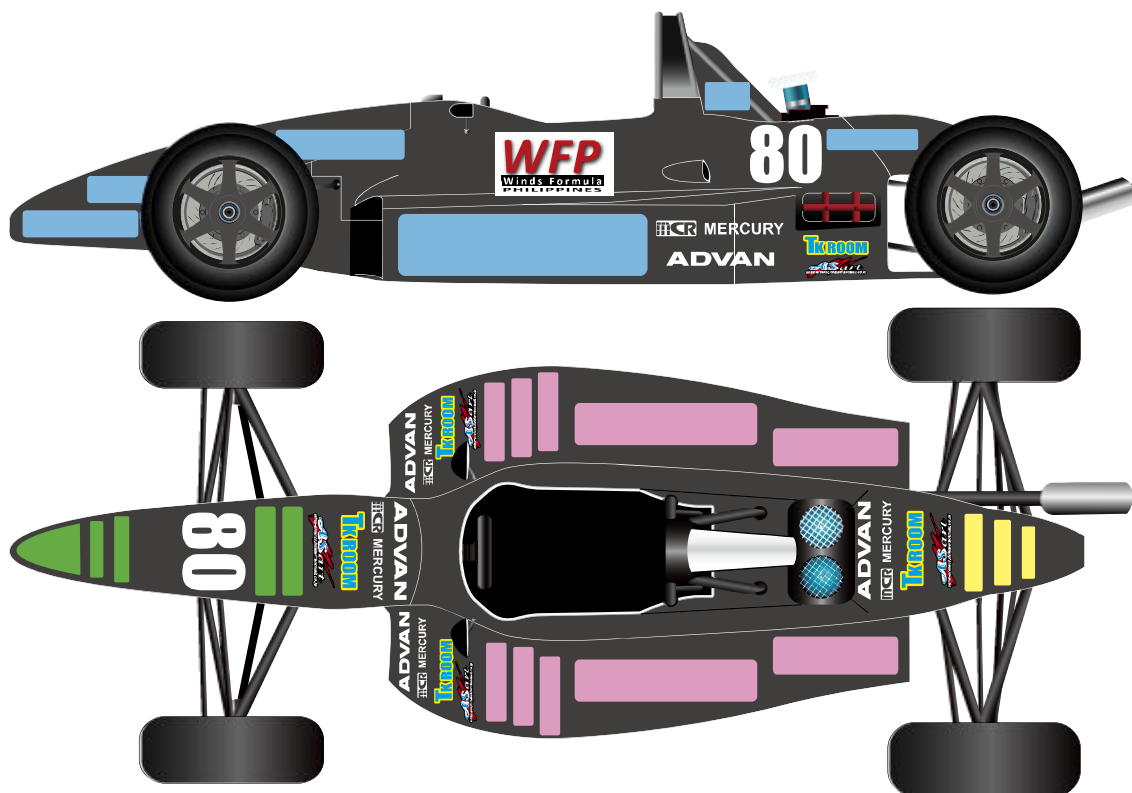
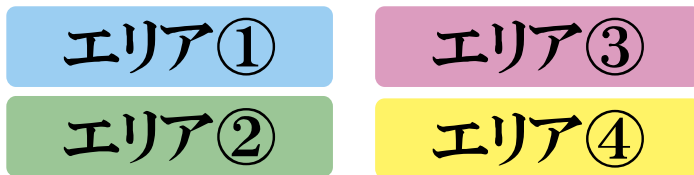
W.F.P に関する料金及び料金体系は社会的経済情勢の変化により事前通告無しに改訂させる場合がある

## 第13条 肖像権と意匠権及び広報

- ① 契約者は全ての W.F.P の活動に関して、撮影または作成された写真・ビデオ・イラスト・文面等の作品を W.F.P が使用することを予め承諾すること
- ② 契約者は W.F.P の広報宣伝に協力をしなければならない

③ 契約者は取材等の申し込みを受けた場合、必ず W.F.P を通してこれらに応じなければならない  
第14条 個人スポンサーの広告

- ① 車輻に個人スポンサーステッカーを貼る場合は、W.F.P と協議をし、許可が出た場合のみこれを許可する、又は個人でステッカー製作をする場合は W.F.P から購入しなければならない
- ② W.F.P のスポンサーステッカーが貼り付けられている場所への個人スポンサーステッカーを貼ることは出来ない



### 第15条 W.F.P 規定ステッカーの貼付け場所

#### ・ネームステッカー規定

- ① ネームステッカーのサイズは縦 60mm×横 260mm 以内とする。
- ② ネームステッカーの書体は和文字または英文字とする。書体は特に指定はないが見易いものなければならない。
- ③ ネームステッカーの色は白色でなければならない。
- ④ ネームステッカーの左側には国旗をつけなければならない。

和文字

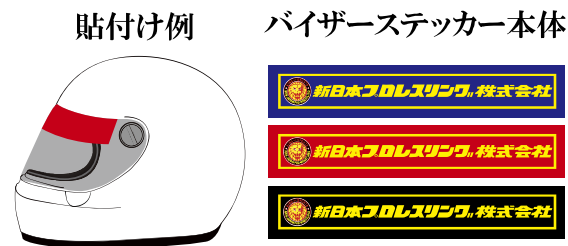
英文字



横 260mm 以内  
縦 60mm 以内

•ヘルメットバイザーステッカーの貼付け

- ① 参加ドライバーは W.F.P の統一ヘルメットバイザーを貼り付けなければならない
- ② ヘルメットのデザイン及びステッカー貼付けは自由



•ゼッケン番号規定

- ① ゼッケンステッカーはフロントノーズ・リアカウルの3箇所には貼らなければならない(図参照)。
- ② ゼッケンの色は白色でなければならない。
- ③ ゼッケンの数字の書体の種類は「Impact」を使用しなければならない。
- ④ ゼッケンサイズはフロントを縦 220mm 合わせ、リアを縦 200mm を基準に横サイズも作らなければならない。



•ノーズ先端ステッカー規定

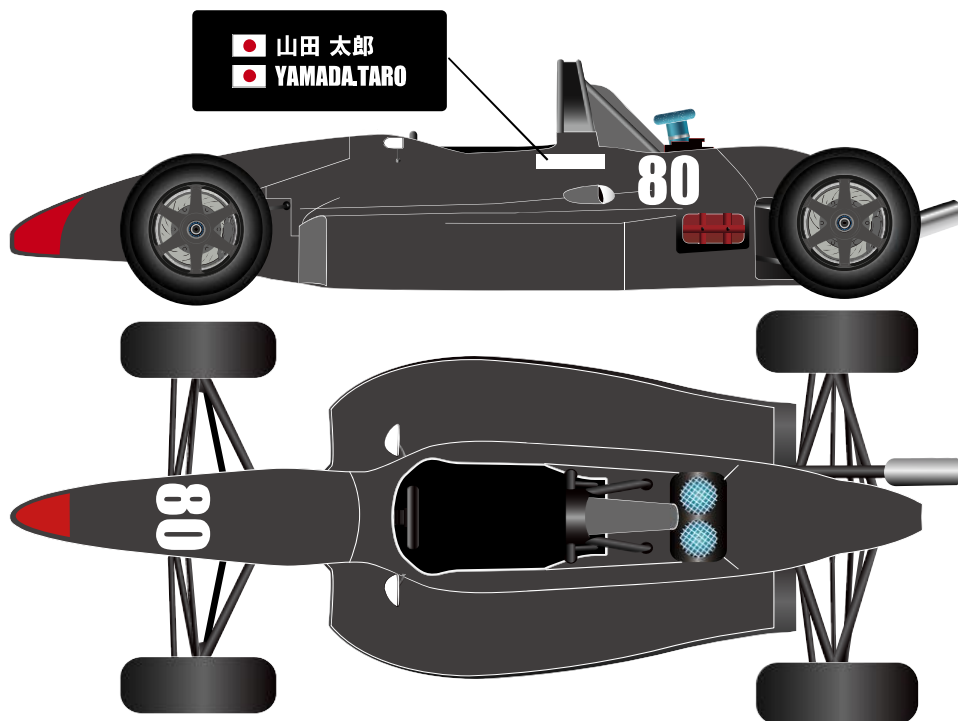
- ① ノーズ先端部分にはドライバーを見分けるためカラーステッカーを必ず貼らなくてはならない。
- ② ノーズステッカーの色は自由に選ぶことが出来る。ただしボディーと同色系のステッカーは基本的に NG である。



## ・カラーリング規定

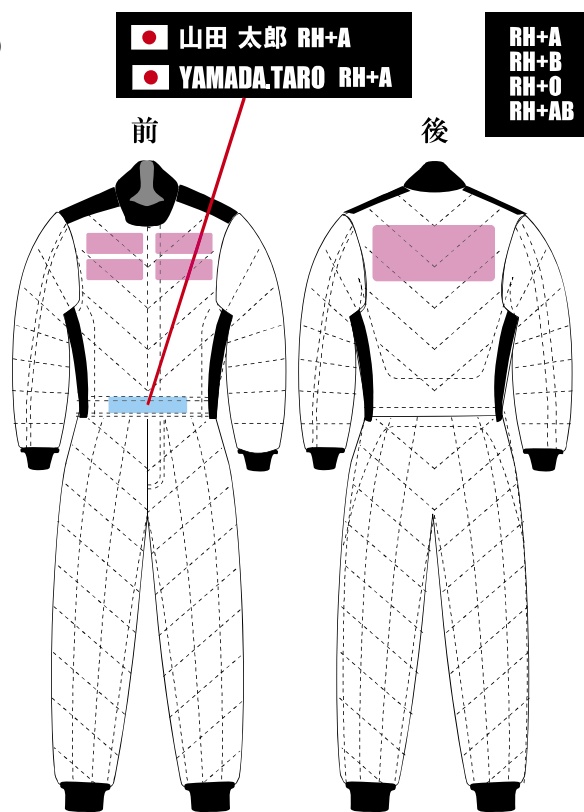
- ① 上記の規定ステッカー及びドライバーのオリジナルステッカー製作は必ず W.F.P (日本国の場合は株式会社ティーケールーム)から購入しなければならない。
- ② ドライバー個人のオリジナルカラーリングに変更する場合は必ず事前に W.F.P の承諾を取り、W.F.P にステッカー製作依頼しなければならない
- ③ オリジナルカラーリングを製作する場合は車両のベースカラー(黒色)を変えてはならない

## ステッカー貼付け例



## 第16条 レーシングスーツ及び装備品

- ① 氏名及び血液型の付いた耐火炎レーシングスーツ  
(必ずウェスト部分には「国籍・名前・血液型」を明記すること)
- ② クラッシュヘルメット  
FIA 国際競技規則附則 L 項第3章に定められたものに限る
- ③ レース用耐火炎グローブ
- ④ レース用耐火炎ソックス(推奨)
- ⑤ レース用耐火炎パラグラバス(フェイスマスク)
- ⑥ レース用耐火炎シューズ
- ⑦ レース用耐火炎アンダーウェア(推奨)



部分は W.F.P スポンサー優先エリア

## 第17 補足

この約款に定めない事項については、条理に基づき契約当事者が誠意をもって協議してさだめる。万が一当事者間に争いが生じた場合には、日本国において東京地方裁判所を管轄裁判所とすることを合意する



# W.F.P 参加ドライバー契約書

下記の契約者のイベント参加に関し、契約者は別紙の活動約款及び契約内容を承知の上、この約款を締結したので本書を作成し、当事者双方が記名捺印し、W.F.P 日本事務局、株式会社ティーケールームが原本を、契約者がその写をそれぞれ一通ずつ保有する

年 月 日

株式会社ティーケールーム  
〒110-0003  
東京都台東区根岸3-6-23-2 ベルドミール日比2階 F 号  
電話番号 03-5808-0277  
松井 知彦

契約者

住所

氏名

印

契約者が20歳未満の場合

親権者・保護者住所

親権者・保護者氏名

印